

令和7年度亀山市福祉ボランティア基金助成事業にかかる審査基準

- 1 補助事業の上乗せ助成は、対象外とする。
- 2 ボランティア活動のための資材・器具であって、常時使用するもので1万円以上の物は、備品とする。
- 3 備品については、上限5万円（税込）までとする。5万円以上の器材を購入することは可能だが、助成金は、5万円以内とする。ただし、カラオケ器材については、対象外とする。
- 4 材料費等については、事業目的が、材料費や食料費を使うことがボランティア活動に重要と認められるものについては、ボランティア対象者（名簿提出）一人あたり、300円以内とする。上限5万円までとする。
- 5 交通費については、公共交通機関か貸切バスを利用すること。やむをえず自家用車を利用し、市外で活動する場合は、1名1日200円として計算する。
- 6 消耗品については、1品目1万円未満（税込）のものとする。上限5万円までとする。CD-R、点字用紙等で公的施設へ提供するものは、公的施設が負担するものであるため、対象外とする。
- 7 作業着的なものについては、託児、調理等に常時使用するものは、承認する。ただし、購入した者の名簿を提出すること。一度申請した者は、3年間は申請できない。また、作業に直接関係ないものは、対象外とする。
- 8 食事代（弁当などを含む）及び視察研修等に伴う目的外の入場料、拝観料等は、対象外とする。